

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 小学校における事務 給食費の算定に関する事務</p> <p>(ア) 算定方法を周知徹底すべきもの 給食費の算定方法については、教育委員会が実施する説明会や「運営の手引」等で各小学校の担当者に説明が行われている。しかしながら、誤った計算方法を正しいものと思い込んで処理を行っていた以下のような事例が複数の小学校において見られ、正しい計算方法が十分に周知されていなかった。</p> <p>(a) 年度末に「月額 3,900 円の 11 ヶ月分」と「1食当り単価×実施回数」との差額を返金しなければならないところ、「1食当り単価×基準回数（184回）からの欠食回数」を返金していた。</p> <p>(b) 年度途中で就学援助にかかる異動があった児童に対して給食実施回数による精算を行わず、月割で徴収していた。</p> <p>(c) 年度途中で生活保護にかかる異動があった児童に対して生活保護優先を行わず、給食実施回数による精算を行っていた。</p> <p>今回の監査対象校以外でも同様の間違いがある可能性が考えられ、全校を対象として計算方法の周知の徹底を図るべきである。そのためには、具体的な計算例を記載するなどマニュアルの改善、説明会の見直し、教育委員会による監査の充実等を図るべきである。</p>	<p>(ア) マニュアルの改善 「学校給食運営の手引」に加え、「神戸市就学援助事務の手引き」（毎年度更新）を作成し、どちらにも具体的な計算例を追記した。</p> <p>説明会の見直し 「事務事業説明会」に加え、「就学援助事務説明会」を実施し、給食費の算定方法について、正しい計算方法を十分に周知した。</p> <p>教育委員会による監査 夏季休業中に監査を行った。 （教育委員会事務局健康教育課）</p>	<p>措置済</p>
<p>収入に関する事務</p> <p>(イ) 金融機関への預け入れについて処理基準を明確にすべきもの 徴収した現金の預け入れは、「標準化要綱」では即日を原則としているが、月1回の学校が大半であり、夏休み前に徴収したものが、9月下旬まで現金のまま保管されている事例も見受けられた。</p> <p>預け入れについて、明確な基準を設定し、各小学校に徹底すべきである。</p>	<p>(イ) 「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」（平成25年3月作成）にて、事務処理の明確な基準を設定した。 （教育委員会事務局健康教育課）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(工) 給食費の徴収や返金に係るチェック機能の充実に図るべきもの</p> <p>給食費について、精算もれや計算誤り、口座振替の開始や廃止の処理もれなどのケアレスミスが多く見受けられた。担当者の不注意が主な要因ではあるが、以下のような問題点がある。</p> <p>(a) 担当者間の連絡については、帳票による連絡ではなく口頭で行われることが多く、連絡もれや勘違いが生じやすい。</p> <p>(b) 徴収台帳等の記載内容について個人的にばらつきがあり統一されていないため、未記載や記載内容の不備等により、事後に他者がチェックを行いくい。</p> <p>(c) 児童ごとの1年間の徴収すべき給食費の額（233円×児童の在籍期間の給食実施回数 - アレルギー等の返金額）を把握していない又は徴収台帳上に記載していないため、処理もれ等の発見が難しい。</p> <p>(d) 精算額の計算過程を残しておらず、計算が正しいかどうかのチェックが行われていない。</p> <p>担当者間の連絡方法、算出根拠の記録・保存の徹底、徴収台帳等の様式の見直し、事務処理後のチェック方法等について、間違いが生じないよう環境を改善すべきである。</p>	<p>(工)</p> <p>今後、同様の事例が起こらないように、徴収金未納者の引き継ぎについては、帳票で行うことを「学校徴収金未納対策マニュアル」(平成21年1月作成)で指示した。</p> <p>(a) 「学校徴収金未納対策マニュアル」で、様式化を図った。</p> <p>(b) 「準公費(学校徴収金)会計事務支援ソフト」を導入し、徴収台帳等の記載内容を統一した。</p> <p>(c) 「就学援助事務説明会」にて、給食費の正しい計算方法を十分に周知し、担任と会計担当者との相互チェック体制を確立するなどの措置を講じた。</p> <p>(d) 「準公費(学校徴収金)会計事務支援ソフト」において、精算計算が行えるようシステム導入した。</p> <p>(教育委員会事務局健康教育課)</p>	<p>措置済</p>